

「春タク」利用のご案内

タクシー車両活用実証実験(春タク)を本格運行へ移行

- ・庄和地域を対象に75歳以上の高齢者や妊産婦の移動手段確保のため、タクシー運賃の補助を実施しています。

<制度の概要>

対象者 次の要件を満たし、利用登録をされた方

庄和地域内における住民登録上の住所が、道のりで鉄道駅から800m以上かつバス停から300m以上離れている**75歳以上の人及び妊産婦の方**（妊娠中または出産予定日から一年以内の方）

◎発行済みの利用登録証は、住所等の変更がなければ、そのままご利用できます。

運行日時 月～土曜日（祝日、12/29～1/3 除く） 午前9時から午後5時まで

利用料金 通常のタクシー料金に応じて下表の利用料金で利用できます。

タクシー料金	利用料金（利用者負担額）
1,000円未満	500円
1,000円以上～1,800円未満	800円
1,800円以上	タクシー料金から1,000円を引いた額

※年度途中で終了する場合があります。

<利用登録の方法>

利用登録申請書は、市公式ホームページに掲載されているほか、都市計画課および庄和総合支所2階で配架しています。利用登録後、ご自宅の住所あてに「春タク利用登録証」を郵送します。

妊産婦の方は、母子手帳の出産予定日が記載された部分の写しを同封してください。電子メール、電子申請で申請する際は、添付データで送信してください。

① **郵送**：利用登録申請書を記入頂いた後、裏面のあて先へ郵送してください。

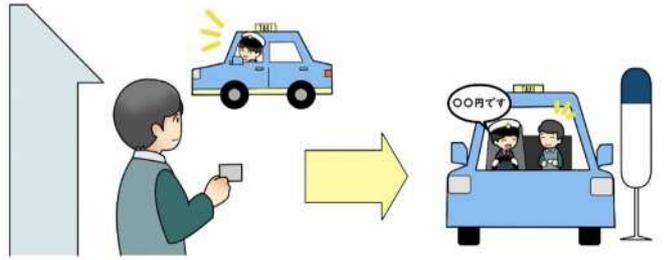
※郵送料は、申請者のご負担となります。

② **電子メール**：件名を「春タク利用登録申請」とし、申請書のファイル名を「春タク利用登録申請書」として添付のうえ、裏面のアドレスへ送信してください。

③ **電子申請**：裏面のQRコード、または検索サイト等から「春日部市 電子申請・届出サービス」にアクセスし、申請してください。

<利用の方法>

- ①通常のタクシーと同様に、タクシーを利用する（駅待機のタクシーやアプリでの配車も利用できます）。
- ②乗車時に利用登録証を乗務員に提示する。
- ③決められた利用料金を支払う。



<申請時の注意>

右の図は、鉄道駅から半径 800m、バス停から半径 300m の円を示しており、75 歳以上の方及び妊産婦の方で、住民登録上の住所が円の外側にある方が対象となります。

なお、鉄道駅から 800m、バス停から 300m は道のりの測定で判定するため、住所地が円内であっても対象となる場合があります。

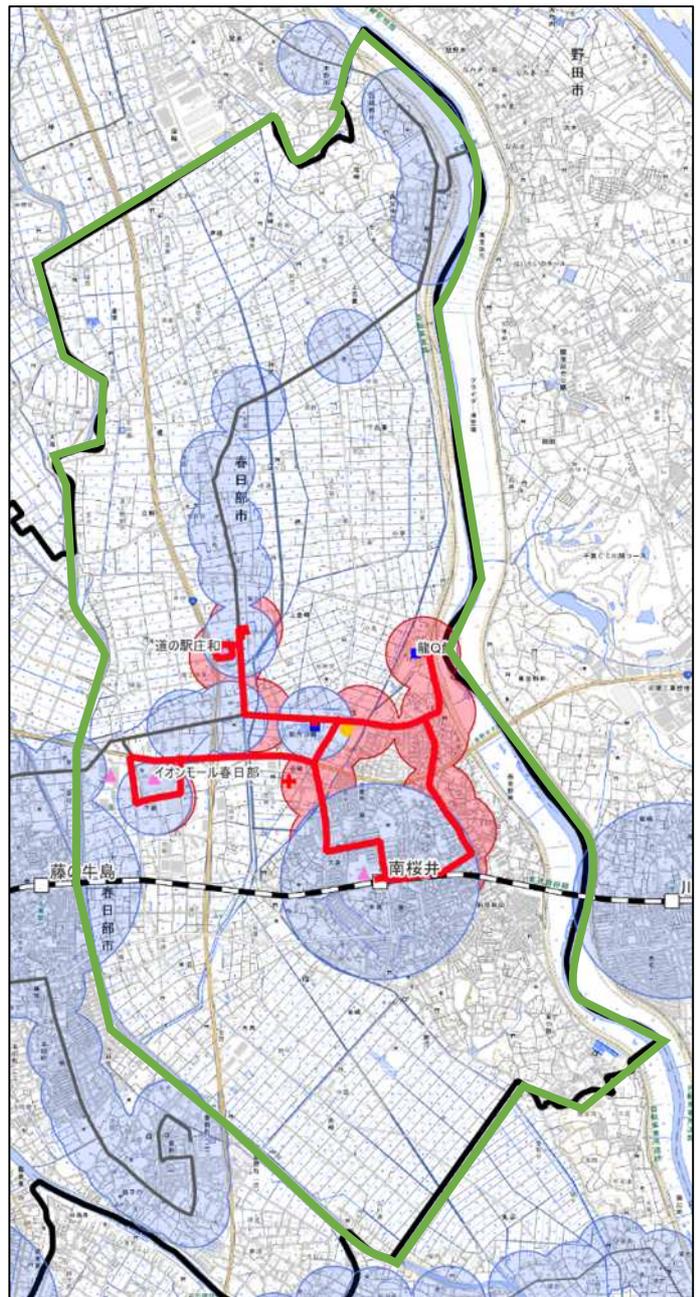
<利用上の注意>

- 利用できるタクシーは、飛鳥交通春日部(株)、東界自動車交通(株)、岩槻タクシー(株)です。
- 個人タクシーは対象外となります。
- 庄和地域内の運行に限ります。

- 郵送あて先
〒344-8577(住所不要)
春日部市役所
都市計画課 都市計画・公共交通担当あて
- 電子メールアドレス
toshikei@city.kasukabe.lg.jp
- 電子申請(QRコード)



運行区域図



お問い合わせ 春日部市役所 都市計画課 都市計画・公共交通担当
電話:048-739-6841